



株式会社Niterra Materials グリーン調達ガイドライン (9版)



株式会社Niterra Materials
2026年3月

目次

1. はじめに

2. Niterraグループ「エコビジョン2030」

3. グリーン調達目的

4. グリーン調達の適用範囲

5. 調達取引先様へのお願い事項

5.1 Niterraグループ調達基準に則した環境経営の推進

- (1) 環境マネジメントシステムの構築
- (2) 環境基本方針の策定
- (3) 環境負荷低減活動の推進
 - ① 気候変動への対応
 - ② 環境配慮製品の拡充
 - ③ 水資源の保全
 - ④ 廃棄物管理
- (4) 株式会社Niterra Materialsへの納入品における化学物質管理の推進
- (5) その他マネジメント項目
- (6) 適用除外

5.2 納入品の環境品質確保のための契約の締結

5.3 各種調査への協力

- (1) 調達取引先様の環境経営に関する評価
- (2) 納入品の含有化学物質（群）に関する調査
- (3) その他、上記「5.1 Niterraグループ調達基準に則した環境経営の推進」の確実化のために必要な調査

《別表1》株式会社Niterra Materials 環境関連物質リスト ランクA：禁止物質（群）

《別表2》株式会社Niterra Materials 環境関連物質リスト ランクB：管理物質（群）

1. はじめに

近年、世界では気候変動による災害が頻発し、企業の経済活動にも影響が及んでいるため、気候変動が重要課題と捉えられています。また、他の課題としては「ビジネスと人権」が取り上げられるようになりました。自社の活動が事業に関係する人々の人権を尊重していることを示し、確認し、負の影響を予防・軽減することが求められています。さらに、「生物多様性」にも注目が集まっています。

私たちNiterraグループは、これらの社会的課題を事業で解決することを目指していきます。それこそが私たちの住む地球が持続可能（サステナブル）になるために、Niterraグループがサステナブルな社会の実現に寄与していくという私たちの思いです。私たちは、「Niterraグループの良きパートナーであり、相互信頼を深め、相互発展を目指す」お取引先様とともにこれらの思いや考えを実現させていきたいと考えます。

本ガイドラインをご理解のうえ合意いただき、ともに実践していきましょう。また、お取引先様の仕入先様につきましても、本ガイドラインをご展開のうえ、サプライチェーンとしてのCSR、サステナビリティの浸透と実践に引き続きご協力をお願いいたします。

株式会社Niterra Materials（以下当社NMAT）は、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

株式会社Niterra Materials
調達部
施設管理部

2. Niterraグループ「エコビジョン2030」

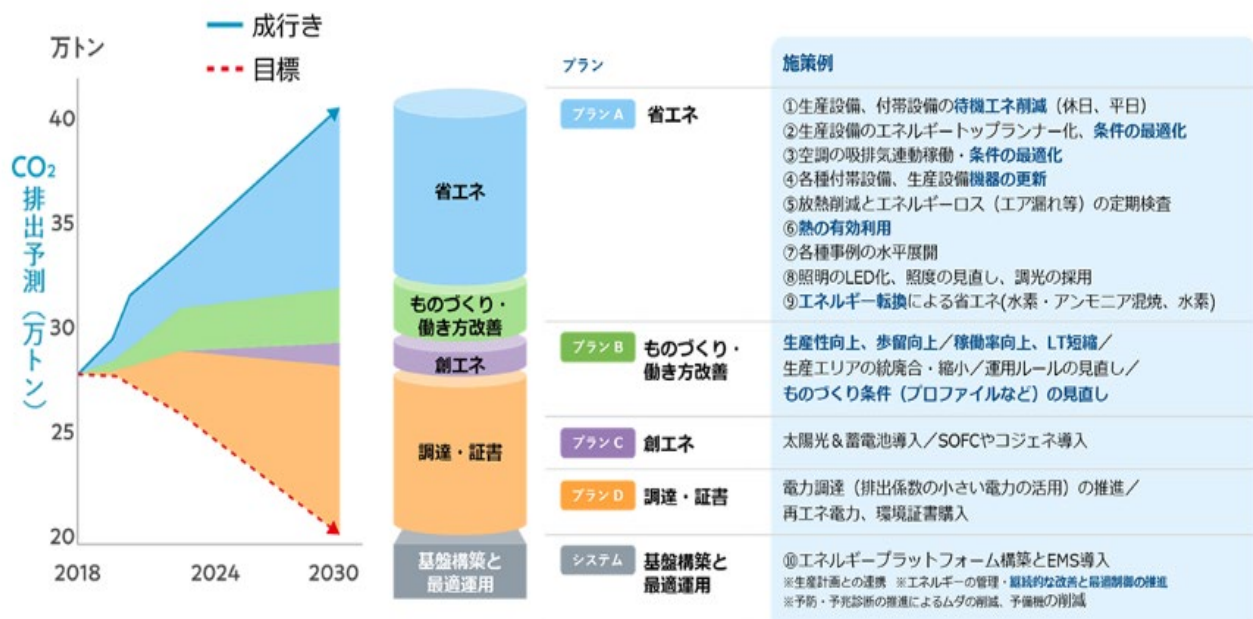
Niterraグループの長期環境ビジョン「エコビジョン2030」は、事業および製品が社会に及ぼす影響と自社に及ぼす影響を分析のうえ、影響が大きい13課題を抽出し、その中で特に影響が大きいと判断した「気候変動への対応」「環境配慮製品の拡充」「水資源の保全」「廃棄物管理」については、重要4課題と位置付けて、定量目標を設定しています。「エコビジョン2030」の実践を通じて、地球規模のカーボンニュートラルやゼロエミッションの実現に貢献できるよう、グループ一丸となって取り組んでいきます。気候変動への対応については、2050年度までにグループのバリューチェーン全体でカーボンニュートラルをめざすとともに、その通過点として、2030年度までに温室効果ガス排出量を30%削減（2018年度比）することを目標としています。

Niterraグループエコビジョン2030

<https://www.sustainability.niterragroup.com/ja/themes/528/>

■カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減目標の内訳

CO₂排出予測



■Niterraグループ環境アクションプラン

<https://www.sustainability.niterragroup.com/ja/themes/527/>

3. グリーン調達の実施目的

NMATでは、調達取引先様との協働により、積極的に環境経営を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・サービス等をご提供いただくことをめざします。それにより、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの創出を行い、「エコビジョン2030」が描く、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を柱とする持続可能な社会の構築に貢献します。

4. グリーン調達の適用範囲

本ガイドラインで示す内容は、NMATに納入いただく全ての製品、部品、材料等（以下、納入品）及びご提供いただくサービスに適用します。

5. 調達取引先様へのお願い事項

本項目では調達取引先様への具体的なお願い事項を記しています。NMATが定めるグリーン調達基準に則した活動を行っていただくとともに、納入品の環境品質確保のための契約の締結や、各種調査にご協力賜りますよう、よろしくお願ひします。また、皆様の調達取引先様についても、本ガイドラインをご理解いただき、活動を推進していただくよう、要請をお願いします。

5. 1 Niterraグループ調達基準に則した環境経営の推進

「エコビジョン2030」と連動する形で定めた以下の調達基準に則した環境経営を、より積極的に推進していただいている調達取引先様から優先してお取引を進めさせていただきます（注1）。

（1）環境マネジメントシステムの構築

ISO14001:2015やそれに準ずる環境マネジメントシステムを構築し、第三者認証等を通して当該規格への適合を実証できる、またはその準備を行っている。

（2）環境基本方針の策定

環境に関する具体的な考え方を示した自社の環境基本方針を定め、社内で共有している。

（3）環境負荷低減活動の推進

「エコビジョン2030」の施策である「気候変動への対応」「環境配慮製品の拡充」「水資源への保全」「廃棄物管理」については、重要4課題と位置付けて以下の環境負荷低減活動を行っている。

① 気候変動への対応

- CO₂排出量削減により気候変動の緩和に努めることは地球規模での重要課題。世界の多くの国々や企業がカーボンニュートラルな社会の構築を目指し、サプライチェーン全体でCO₂排出削減に取り組み始めている。
- CO₂排出削減はものづくり企業である当社グループにとっても重要な課題であり、事業を通じて排出するCO₂を削減することは当社グループの果たすべき責任とする。
- 2050年カーボンニュートラル達成を目指すことを前提に2030年に向けてCO₂排出量の削減目標を掲げ、まずは直接管理が可能なスコープ1、2の削減に取り組む。目標はパリ協定で目指す「産業革命後の気温上昇を2℃以内に抑える」ためのwell-below2℃水準（2℃を十分に下回る水準）と整合的なものとし、2050年カーボンニュートラルも見据えて全社で積極

的な削減活動を展開する。全事業の関係者が集まり、役員を長とするCO₂マネジメント部会でその進捗を管理していく。

また、サプライチェーンも含めたスコープ3の削減も推進していく。

② 環境配慮製品の拡充

- 持続可能な社会への関心は世界的な高まりを見せている。当社グループは、自らが作り出す製品で持続可能な社会の実現に貢献する責任がある。
- 環境課題にアプローチする中で、製品製造に必要な原材料の製造段階から、製品が使命を終え廃棄される段階までである製品ライフサイクル全体の環境負荷の大きさを意識することはとても重要。
- 当社グループは2021年度に自社生産プロセスを含むサプライチェーンでの環境負荷の大きさに着目した環境配慮製品認定制度を設立し、毎年、認定基準を満たした製品を「Niterra グリーンプロダクツ」として公表。この活動により、社会の環境課題解決に貢献するものづくりを加速させていく。

③ 水資源の保全

- 当社グループは世界各地に製造拠点が有り、工場稼働による水需要が増加していることから、水需要動向は注視すべき重要な環境課題。
- 水資源は地域的な偏在があり、当社グループの製造拠点の中にも、気候変動の進行に伴い将来的に渇水リスクが高まる可能性のある拠点が存在しているため、定期的な水リスク評価と現状把握および必要資源量の推計を継続して実施していく。また、当社グループは貴重な資源である水の効率的な使用を推進することで、将来にわたって環境保護に取り組む。

④ 廃棄物管理

- 当社グループはセラミックや貴金属類などさまざまな原材料を使用しているが、地球環境保護のため資源有効活用、廃棄物削減およびリユース、リサイクルが必要。
- 製造工程の改善などによる資源投入量の削減、再資源化の推進によって最終廃棄量を削減することが、将来にわたって安定的な資源管理をするうえで重要。
- 各拠点で廃棄される資源の有効利用や廃棄物削減の取り組みについては、全ての拠点において活動水準の高度化を図るため、当社グループ全体で3R活動を推進していく。

(4) 株式会社Niterra Materialsへの納入品における化学物質管理の推進

環境負荷の小さい製品・部品・材料等の納入を推進するために以下の活動を行っている。

- ① 自社の化学物質管理規程等に対する不適合等が発生した際の対応手順が定めてあり、それを組織内の関係者に周知、徹底させており、原因究明と再発防止の策も併せて徹底している。
- ② 納入品の含有化学物質を管理する目的でNMATが定める「ランク A(禁止物質(群))」及び「ランク B(管理物質(群))」の2つのカテゴリー（以下表）を認識のうえ、各々に属する化学物質を指定する「株式会社Niterra Materials 環境関連物質リスト」（別表1及び2）に即して管理を行っている。

■化学物質管理上の2つのカテゴリー

区分	判断基準	該当物質(群)
ランク A (禁止物質(群))	NMATにおいて、調達品(包装材含む)への含有を禁止する物質(群)。国内外の法規制で製品(包装材含む)への使用が禁止または制限されている物質(群)。	別表1
ランク B (管理物質(群))	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質(群)、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質(群)。	別表2

(5) その他マネジメント項目

環境リスクへの対応や環境意識の向上に向けて以下の活動を行っている。

- ① 環境リスクに対する管理体制を構築し、予防措置及び是正措置の手順を整えている（注2）。
- ② 環境関連教育を従業員向けに行っている（注3）。
- ③ 貴社を通じてNMATに納入頂いている製品のメーカーに対して「株式会社Niterra Materials グリーン調達ガイドライン」を周知し、ガイドラインに記載されている調達取引先様へのお願い事項を要求している。または調達取引先様向け環境経営評価の評価表をメーカーに配布している（商社様向け）。

(6) 適用除外

トリウムタングステン線用酸化トリウム及び硝酸トリウム

トリウムタングステン線は、製造工程で使用禁止物質群である放射性物質の「酸化トリウム」を使用（製品に含有）していますが、同材料は放射性物質として行政に登録され、原子力基本法、放射線障害防止法および関連する施行令・規則などを遵守し、行政による監査を受けて対応しています。このため「酸化トリウム及び硝酸トリウム」は本ガイドラインの製品の対象範囲から除外します。

5. 2 納入品の環境品質確保のための契約の締結

納入品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。また、必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

5. 3 各種調査への協力

上記「5.1 Niterraグループ調達基準に則した環境経営の推進」に関する調達取引先様の取組状況を確認させていただくために、以下を始めとする各種調査にご協力いただきます。

(1) 調達取引先様の環境経営に関する評価

環境経営活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境経営に対する活動状況を定期的に評価させていただきます。回答結果によりランク判定を実施したうえで、高評価の取引様からの調達を優先させていただきます。評価結果が低い場合は、NMATにて改善活動を計画し、改善要請及び指導支援を実施する場合があります。また、改善要請及び指導支援をしたにもかかわらず改善計画通りに改善されない場合は、取引を停止させていただく場合があります。調達取引先様におかれましては、本評価における未対応項目について積極的に推進いただくことをご検討いただけますよう、ご協力をお願い申し上げます。

(2) 納入品の含有化学物質（群）に関する調査

調達取引先様からの新規調達品の設定及び既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質（群）の含有状況を調査します。

お願いする調査内容は、主に以下の項目です。

- 「環境関連物質使用／不使用宣言書」による禁止物質の不含有確認
- EU REACH規則の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC：注4)の含有有無及び含有量調査 (chemSHERPA® (注5)、他)
- 分析評価結果の調査

(3) その他、上記「5.1 Niterraグループ調達基準に則した環境経営の推進」の確実化のために必要な調査

- 注1：調達取引先様の業態や、納入品の種類、必要性等に応じて、基準項目が異なる場合があります。また、基準項目は今後改訂する場合があります。
- 注2：気候変動のような世界規模の課題から自社周辺の大気汚染、水質汚濁、騒音・振動発生まで、さまざまな環境リスクに関する全社方針・規程の立案・策定及び、その方針や規程に沿った遵法管理の設定
- 注3：環境経営の重要性や環境コンプライアンスに対する意識向上に向けた教育の推進
- 注4：高懸念物質(SVHC: Substance of very high concern)。EU REACH規則第57条の基準に該当し、かつ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質
- 注5：サプライチェーン全体で利用可能な、製品含有化学物質情報を伝達するためのスキーム

《別表1》 株式会社Niterra Materials 環境関連物質リスト ランク A：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	NMATへの納入品において 禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A01	アスベスト類	意図的添加の禁止	EU REACH 規則 付属書 XVII 労働安全衛生法（製造禁止）
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料 （特定アミンを形成するものに 限る）	特定アミンとして0.003重量% （30ppm）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A03	カドミウム及びその化合物	0.01重量%（100ppm）（注1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A04	六価クロム化合物	0.1重量%（1,000ppm）（注1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A05	鉛及びその化合物	0.1重量%（1,000ppm）（注1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A06	水銀及びその化合物	0.1重量%（1,000ppm）（注1、2）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII EU 包装材指令
A07	オゾン層破壊物質 （例：CFC 類、HCFC 類、 HBFC 類、四塩化炭素等）	意図的添加の禁止	モントリオール議定書オゾン層保 護法
A08	ポリ臭化ビフェニル類 （略称：PBB 類）	0.1重量%（1,000ppm）（注1）	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 （略称：PBDE 類）	意図的添加の禁止（臭素数4～7、10 に限る）または0.1重量% （1,000ppm）（注1）	化審法 第一種特定化学物質米国 TSCA PBT規則（注7） EU RoHS 指令
A10	ポリ塩化ビフェニル類 （略称：PCB 類）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 1以上のものに限る）（注3）	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A12	放射性物質	意図的添加の禁止	放射性同位元素等規制法 原子炉規制法
A13	一部（炭素鎖長10～13）の 短鎖型塩化パラフィン	意図的添加の禁止 または0.1重量% （1,000ppm）	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、 トリフェニルスズ（略称： TPT）	スズとして0.1重量%（1,000ppm） （注4）	EU REACH 規則 付属書 XVII
A15	ビス（トリブチルスズ） =オキシド（略称：TBT0）	意図的添加の禁止 または0.1重量% （1,000ppm）（注4）	化審法 第一種特定化学物質 EU REACH 規則 付属書 XVII

番号	物質（群）名	NMATへの納入品において 禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A16	欠番		
A17	欠番		
A18	欠番		
A19	欠番		
A20	欠番		
A21	欠番		
A22	欠番		
A23	欠番		
A24	欠番		
A25	欠番		
A26	欠番		
A27	欠番		
A28	欠番		
A29	欠番		
A30	欠番		
A31	欠番		
A32	欠番		
A33	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	意図的添加の禁止	化審法 第一種特定化学物質
A34	欠番		
A35	欠番		
A36	欠番		
A37	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名：PFOS) またはその塩	意図的添加の禁止 または0.1重量% (1,000ppm) (表面処理の場合1 μ g/m ²)	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A38	ペルフルオロ (オクタン-1-スルホニル) =フルオリド (別名：PFOSF)	意図的添加の禁止 または0.1重量% (1,000ppm) (表面処理の場合1 μ g/m ²)	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A39	ポリ塩化ターフェニル (略称：PCT 類)	0.005重量% (50ppm)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A40	三置換有機スズ化合物 (A14, A15を除く)	スズとして0.1重量% (1,000ppm) (注4)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A41	フマル酸ジメチル (略称： DMF)	0.00001重量% (0.1ppm)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A42	欠番		
A43	欠番		
A44	欠番		
A45	欠番		

番号	物質（群）名	NMATへの納入品において 禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A46	欠番		
A47	ジオクチルスズ化合物 (略称：DOT)	スズとして0.1重量% (1,000ppm) (注4, 5)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A48	ジブチルスズ化合物 (略称：DBT)	スズとして0.1重量% (1,000ppm) (注4, 5)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A49	欠番		
A50	ヘキサブロモシクロドデカン (略称：HBCD)	意図的添加の禁止または0.01重量% (100ppm)	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則
A51	一部の多環芳香族炭化水素 (PAHs)	1. プラスチックまたはゴム部品の 0.0001重量% (1ppm) (注5) 2. 2026年4月22日以降、クレータ撃用の クレータターゲットに、リストされ たPAHsの合計が50mg/kg (クレ ータターゲットの乾燥質量の0.005重 量%)を超える場合、それ自体ま たは他の物質の成分として、上市 または使用してはならない (注 5)	EU REACH 規則 付属書 XVII
A52	フタル酸ビス(2-エチルヘキシ ル) (略称：DEHP)	0.1重量% (1,000ppm) (注6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A53	フタル酸ジブチル (略称： DBP)	0.1重量% (1,000ppm) (注6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A54	フタル酸ブチルベンジル (略称：BBP)	0.1重量% (1,000ppm) (注6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A55	フタル酸ジイソブチル (略称：DIBP)	0.1重量% (1,000ppm) (注6)	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 付属書 XVII
A56	リン酸トリアリールイソプロピ ル化物 (略称：PIP(3:1))	意図的添加の禁止	米国TSCA PBT 規則 (注7)
A57	ペルフルオロオクタン酸 (別名：PFOA) とその塩、及び関連物質	1. PFOA とその塩 意図的添加の禁止またはPFOA と その塩の合計で成形品や混合物中 の 0.000025 重量% (25ppb) 2. PFOA 関連物質 PFOA 関連物質またはそれらの 組 み合わせで成形品や混合物中の 0.0001重量% (1ppm)	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs規則

番号	物質（群）名	NMATへの納入品において 禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A58	ペルフルオロカルボン酸（略称：PFCA）（炭素数9～14に限る）とその塩、および関連物質	<ol style="list-style-type: none"> 1. PFCA（C9-C14）とその塩 PFCA（C9-C14）とその塩の合計で成形品や混合物中の0.000025重量%（25ppb） 2. PFCA（C9-C14）関連物質 PFCA（C9-C14）関連物質の合計で成形品や混合物中の0.000026重量%（260ppb） 	EU REACH規則 付属書XVII
A59	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（略称：PFHxS）とその塩、および PFHxS 関連物質	<ol style="list-style-type: none"> 1. PFHxS とその塩 意図的添加の禁止または PFHxS とその塩の合計で成形品や混合物中の0.000025重量%（25ppb） 2. PFHxS 関連物質 PFHxS 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の0.0001重量%（1ppm） 	化審法 第一種特定化学物質（注8） EU POPs 規則
A60	ホルムアルデヒド およびホルムアルデヒド放出物質	<ol style="list-style-type: none"> 1. 付属書 14 に規定された試験条件下で、成形品から放出されるホルムアルデヒド濃度が以下を超える場合は、2026年8月6日以降、成形品として上市してはならない（注5） <ol style="list-style-type: none"> (a) 家具及び木材を主成分とする成形品 0.062mg/m³ (b) 家具及び木製品以外の成形品 0.080mg/m³ 以上 2. 2027年8月6日以降、付属書 14 に定める試験条件下で、車室内のホルムアルデヒド濃度が0.062mg/m³を超える道路運送車両を上市してはならない（注5） 	EU REACH規則 付属書XVII
A61	合成ポリマー微粒子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合成ポリマー微粒子が、求められる特性を付与するために存在する場合は、0.01重量%以上の濃度で混合された状態で、物質単体として上市してはならない（注5） 	EU REACH規則 付属書XVII
A62	パーフルオロヘキサン酸（PFHxA）およびその塩、およびPFHxA関連物質	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2026年10月10日以降、均質材料で測定して、PFHxA およびその塩の合計で25ppbを超える濃度、または PFHxA 関連物質の合計で1,000ppbを超える濃度で、EU REACH 規則付属書 XVII 記載ある用途において上市または使用してはならない（注5） 	EU REACH規則 付属書XVII

番号	物質（群）名	NMATへの納入品において 禁止する含有濃度の閾値	参照法令及び規制
A63	N,N-ジメチルアセトアミド	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2026年12月23日以降、当該物質を単独で、他の物質の成分として、または混合物中に0.3%以上の濃度で市場に流通させてはならない。ただし、製造業者、輸入業者および下流の使用者らが、関連する化学物質安全報告書および安全データシートに、労働者の曝露に関する無影響レベル（DNEL）を記載した場合を除く。具体的には、長期吸入曝露における13mg/m³および長期経皮曝露における1.8mg/kg bw/dayの値が該当（注5） 2. 2026年12月23日以降、当該物質を単独で製造または使用すること、他の物質の構成成分として使用すること、または混合物中に0.3%以上の濃度で含有することを禁止する。ただし、製造業者および下流の使用者らが適切なリスク管理措置を講じ、労働者の曝露が第1項に定めるDNEL値未満となるよう適切な作業条件を整備する場合を除く（注5） 3. 第1項および第2項の適用除外により、人工繊維の製造における溶剤としての使用または使用のための上市に関しては、2029年6月23日から同項に定める義務が適用（注5） 	EU REACH規則 付属書XVII
A64	1-エチルピロリジン-2-オン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2026年12月23日以降、単体として、他の物質の構成成分として、または混合物中の濃度0.3%以上として市場に流通させてはならない。ただし、製造業者、輸入業者、および下流ユーザーが、関連する化学物質安全報告書および安全データシートに、労働者の長期曝露に関する無影響レベル（DNEL）として、吸入による長期曝露の場合4.0mg/m³、経皮曝露の場合2.4 mg/kg bw/dayを記載している場合を除く（注5） 	EU REACH規則 付属書XVII

		2. 2026年12月23日以降、当該物質を単独で製造または使用すること、他の物質の構成成分として使用すること、または混合物中に0.3%以上の濃度で含有することを禁止する。ただし、製造業者および下流の使用者らが適切なリスク管理措置を講じ、労働者の曝露が第1項に定めるDNEL値未満となるよう適切な作業条件を整備する場合を除く（注5）	
A65	ペルフルオロアルキル化合物 および ポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)	当該物質の禁止は、消火剤としての適用に限られる。 1. 2030年10月23日以降、消防用泡消火剤において、全PFASの合計濃度が1mg/L以上となる形で、市場に流通させてはならず、また使用してはならない（注5） 2. 第1項の規定にかかわらず、最良利用可能技術に従って洗浄された機器（携帯用消火器を除く）に由来するフッ素を含まない消火泡剤中のPFASの濃度は、全PFASの合計において50mg/Lを超えてはならない（注5）	EU REACH規則 付属書XVII

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化学物質を故意に使用することです。

- (注1) 算出する場合の分母は各均質材料とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。ただし、EU RoHS指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。
- (注2) 包装材の場合、包装を構成する均質材料ごとに4物質（カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物）の総量として重量比で0.01重量%（100ppm）を含有濃度の閾値とします。なお、金属化合物の最大許容濃度は、均質材料に対する金属元素の質量比率とします。例えば、カドミウム及びその化合物の場合は、カドミウム元素の濃度とします。
- (注3) 塩素数1はEU POPs 規則の対象となるEU 仕向のみを対象とします。他地域向けについては、塩素数 ≥ 2 を対象とします。
- (注4) 算出する場合の分子は金属スズ（Sn）としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位（DBTのみ混合物も含む）とします。殺生物剤、工業排水処理用途では意図的添加を禁止とします。
- (注5) EU REACH 規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。また、除外物質の使用は、EU REACH 規則付属書 XVII 記載の条件に従うものとします。
- (注6) EU RoHS 指令規制対象となる場合、個々の物質毎に各均質材料を分母として0.1重量%以上の含有を禁止とします。EU REACH 規則対象となる場合、フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の0.1重量%以上の含有を禁止とします。ただし、EU RoHS 指令、REACH 規則で規制されていない、或いは、適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。
- (注7) 米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第6条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する5種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。
- (注8) 化審法においては PFHxS 関連物質は指定対象外です。

《別表2》 ランクB：管理物質（群）

番号	物質（群）名
B01	欠番
B02	欠番
B03	欠番
B04	臭素系難燃剤（PBB 類（A08）及び PBDE 類（A09）を除く）
B05	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分）
B06	フタル酸エステル類（DEHP（A52）、DBP（A53））、BBP（A54）、DIBP（A55）及び（B12）で指定されたフタル酸エステル類を除く）
B07	欠番
B08	欠番
B09	パーフルオロカーボン（略称：PFC 類）
B10	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC 類）
B11	六フッ化硫黄
B12	EU REACH 規則の SVHC（認可対象候補物質）（注9）
B13	欠番
B14	米国TSCA PBT規則（5物質）（DecaBDE（A09）、及びPIP(3:1)（A56）を除く）（注10）
B15	EU RoHS 指令 次期制限候補物質
B16	化審法 第一種特定化学物質 次期指定候補物質（注11）
B17	PFAS（パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）（注12）（注13）
B18	アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）発行のchemSHERPA管理対象物質（注14）

（注9）EU REACH 規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

EU REACH 規則の認可対象候補物質リスト（Candidate List）の掲載物質

本ガイドライン で言及する B12 の対象物質は、欧州化学品庁（ECHA：European Chemicals Agency）がウェブサイト上に公開するリスト認可対象候補物質リスト（Candidate List）の掲載物質を参照しています。必ずリストの最新版をECHAウェブサイト（<http://echa.europa.eu/home>）でご確認ください。

（注10）米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第6条（h）項に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性（PBT）を有する5種の化学物質、当該物質を含有する混合物、及び製品を制限するものです。

（注11）POPs条約附属書A（廃絶）および附属書B（制限）への掲載が決定した物質（群）を含む。なお、化審法第一種特定物質の対象に決定した時点でランクAへ移行する。

参照：国連ストックホルム条約におけるPOPsリスト Annex A（Elimination）および Annex B（Restriction）；
<https://chm.pops.int/TheConvention/ThePOPs/AllPOPs/tabid/2509/Default.aspx>

（注12）欧州化学品庁（ECHA）のパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）の規制案にて定義されたPFAS

（注13）米国有害物質規制法（The Toxic Substances Control Act, TSCA）第8条（a）（7）に基づき、40 CFR Part 705 § 705.3 の定義を満たすPFAS

（注14）B18 アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）発行の chemSHERPA 管理対象物質

本ガイドライン で言及する B18 の 対象物質は、JAMP がウェブサイト上で提供しているリストを参照しています。必ずリストの最新版を chemSHERPA ウェブサイト（<https://chemsherpa.net/>）でご確認ください。以下の法規及び業界基準に該当する物質を含む。

1. 日本 化審法 第一種特定化学物質
2. 米国 有害物質規制法（Toxic Substances Control Act：TSCA）使用禁止または制限の対象物質（第6条）
3. EU ELV指令 2011/37/EU
4. EU RoHS指令 2011/65/EU ANNEX II
5. EU POPs規則（EC）No 850/2004 ANNEX I
6. EU REACH規則（EC）No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation（認可対象候補物質）およびANNEX XIV（認可対象物質）
7. EU REACH規則（EC）No 1907/2006 ANNEX XVII（制限対象物質）
8. Global Automotive Declarable Substance List（GADSL）
9. IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances

改訂記録表

制定：2007年12月10日

改訂：2011年7月1日

2015年4月1日

2017年4月1日

2020年1月6日

2021年5月10日

2022年12月23日

2023年9月30日

2024年9月18日

2026年2月25日

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1	2007年12月10日	新規発行
2	2011年7月1日	環境関連物質リストの見直し及び含有化学物質管理をJAMPへ変更し、全面改訂
2.1	2015年4月1日	環境関連物質リストの見直し (2015年2月1日付け東芝グリーン調達ガイドライン改訂に伴う)
3	2017年4月1日	添付資料 別表1 ランクA:禁止物質(群)の注釈(*1)、(*2)の見直しと注釈(*5)の追加 別表2 ランクB:管理物質(群)の注釈(*5)を(*6)に変更
4	2020年1月6日	東芝グループ環境基本方針の改訂 JAMP URLの修正 止むを得ない理由により、当社が別途購入仕様を指定して調達禁止物質を含有する調達品を調達する場合を追加 化学分析方法を追加 特定有害化学物質(群)を東芝グループ環境関連物質(群)に変更
5	2021年5月10日	東芝グループ環境基本方針の改訂 添付資料 東芝グループ環境関連物質リストの見直し、注釈の変更
6	2022年12月23日	東芝グループ版ガイドラインに則して文章を変更 東芝グループ環境関連物質リストの見直し B17 アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)発行のchemSHERPA管理対象物質を追加
7	2023年9月30日	「5. 調達取引先様へのお願い事項」の内容見直し。主に「5.1 東芝グループ 調達基準に則した環境経営の推進」の基準内容や注釈類の見直し。 「カーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出削減目標」の図の修正、「5.1東芝グループ調達基準に則した環境経営の推進」の注釈の一部修正、「《別表2》東芝グループ環境関連物質リスト ランクB:管理物質(群)」の修正(B16、B17)、裏表紙の修正(東芝グループ理念体系のワード(主文)に関する注釈追加)など B17をB18に移動。
8	2024年9月18日	・《別表2》「_東芝マテリアル株式会社環境関連物質リスト」ランクB:管理物質(群)のB17 PFASの法改正に伴う注釈(注13)の追加 ・「5. 調達取引先様へのお願い事項」の「(3)環境負荷低減活動の推進」①—3に、温室効果ガス排出量実績の社外開示を追加。 ・その他、文言統一など ・《別表1》東芝グループ環境関連物質リスト ランクA:禁止物質(群)に法改正に伴う物質の追加 A59 ペルフルオロヘキサンスルホン酸とその塩、および関連物質(化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則)

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
9	2025年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社名変更 ・ 旧東芝グループのグリーン調達ガイドライン改め、Niterraグループのグリーン調達ガイドライン（活動方針）に修正 <別表1について修正とランクA禁止物質(群)の追加> ・ (注5)の文書へ適用除外物質の措置方法について追加 ・ A51の第2項追加 ・ A60～65 制限物質追加



株式会社Niterra Materials

〒235-8522 神奈川県横浜市磯子区新杉田町8 (株)東芝 横浜事業所内
調達部 電話：045-770-3025 FAX：045-770-3049
施設管理部 電話：045-770-3144 FAX：045-770-3188

2026年3月発行